

自治会（町内会）役員用

自治会加入促進の手引き



福山市自治会連合会

はじめに

自治会役員の皆様方には、日頃から自治会活動に積極的にお取り組みいただき、厚くお礼申し上げます。

自治会は、地縁（同じ地域にお住まいの方）を基本に、福祉活動や、環境美化活動、親睦活動などにより、住民自らが主体となって「まちづくり」「ひとづくり」に取り組んで参りました。

しかしながら、高度成長時代を経るなかで、「公共」は行政が担うものという意識が生まれ、少子高齢化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、住民相互の助け合い活動が衰退しつつある一方、地域においては子育てや介護をはじめ、日々の暮らしに関わるさまざまな問題が顕在化し、今日改めて、自治活動の重要性を認識する必要に迫られています。

1995年（平成7年）1月、突如発生した「阪神・淡路大震災」を契機にボランティア活動が注目され、「自助・共助・公助」のまちづくりが再考されるようになりました。

2006年（平成18年）、福山市においても、地域活動を改めて見直し、住民自らが主体となってまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」がはじまり、自治会はその中核的な組織として、存在感を増すことが求められるようになりました。行政施策をまちづくりの縦糸として、また、自治会はその横糸として、地域住民の満足度を高めていく必要があると考えます。

2018年（平成30年）10月には、自治会の組織を強化し、更に加入率を高めていくことを目的として、福山市自治会連合会と福山市と不動産関係団体との間で「自治会・町内会の加入促進に関する協力協定」を締結しました。

自治会役員の皆様方におかれましては、この「手引き」をご活用いただき、地域の皆様のご理解をいただく中で、一人でも多くの方にご加入いただけるよう、積極的な取組をお願いいたします。

2023年（令和5年）9月

福山市自治会連合会

1 自治会の大切さ

(1) どうして加入促進が必要なのでしょう

●「地域の力」向上と「地域の独自性」発揮のために

市民と行政による「協働のまちづくり」が推進されている今、地域には、魅力や活力のあるまちづくりを、地域自らが考え実施していくことが求められ、「地域の力」・「地域の独自性」が問われています。

こうした中、自治会の会員である地域住民が多いほど、地域住民同士の連携が図りやすく、「地域の力」向上と「地域の独自性」発揮に向け、地域が一体となった取組を進めていくことができます。

また、運営面においても、加入が促進され加入率が高くなれば、活動費が増大し、地域が求める魅力的な活動をより活発に行えるようになります。

●地域全ての皆様に気持ちよく過ごしていただくために

未加入世帯が増加し続けると、加入世帯の皆様から「未加入世帯の方は、自治会活動に参加せず、会費も払っていないのに、加入者と同様の恩恵をうけている」などの不満の声が上がり、自治会活動の円滑な運営に支障が出てくることも考えられます。地域全ての皆様に、気持ちよく過ごしていただくためにも、自治会への加入促進が必要です。

(2) 加入するとどんなメリットがあるのでしょうか

●住民同士のふれあいが深まります

例えば、ご近所同士なのに顔も知らない、あいさつもしないというのでは、暮らしにうるおいが感じられないのではないのでしょうか。地域のふれあいには、職場や友人、親戚等とはまた違った楽しさがあります。会員になり、様々な地域行事等への参加を通じて、住民同士がお互いに信頼を深めることで、地域を大切にする気持ちをはぐくみ、安心してやすらぎのある生活を送ることができます。

●地域の課題解決を図ることができます

個人や家庭だけでは解決が困難な地域の課題について、自治会の会員の皆様が知恵を出し合い、協力し合うことによって、解決に導くことができます。

なお、地域だけでは解決できないような課題は、自治会が、組織として行政に対し相談や要望を行います。

●いざという時にご近所づきあいが役立ちます

自治会は、災害などの緊急時に備え、日頃から、住民同士のふれあいや声かけ等を大切にして、高齢者や障がい者の方々の見守りを行っています。

また、緊急時には、それら支援を必要とする方々の安否確認等を行います。

●生活に役立つ情報を得られます

自治会に加入すると、回覧板など、地域内の連絡網によって、地域の特ダネや生活に役立つ情報が得られるほか、市からの配布物も、自治会が責任を持って各世帯へお届けします。

(3) 日常生活と関わりの深い自治会の活動

●防犯・防災活動

自治会では、地域の住民が安心して暮らせるよう、防犯灯を設置し、電球の交換などの維持管理も行っています。

また、地域の見回りなど、自主的な防犯パトロールを自治会が中心となって活動しています。

さらに、自治会を母体として「自主防災組織」が結成され、地域全体で組織的な防災活動を行っています。

●町内美化活動

自治会は、ごみステーションの設置および維持管理、資源回収活動、公園や河川の清掃活動などの町内美化活動を通じて、清潔で住みやすい地域環境の実現に取り組んでいます。

●支えあいの活動

自治会は、多くの地域で、「社会福祉協議会」が実施する「ふれあいサロン」などの実施に協力しています。また、「赤い羽根共同募金」や「日本赤十字社」の募金活動にも協力しています。

●親睦活動

自治会は、地域住民相互の交流と親睦を深めるため、お祭りや運動会、球技大会、敬老会などの行事を企画・開催しています。

●町内への自治会会報誌の配布・連絡

自治会は、自治会会報誌の全戸配布や、町内での連絡事項の周知等、地域で生活するために必要な情報を各世帯へお届けしています。

●地域が一体となったまちづくり活動

各種の地域団体（自治会、体育会、福祉を高める会、公衆衛生推進委員会、老人会、女性会、子ども会等）が参画し、地域が一体となってまちづくりに取り組む「まちづくり推進委員会」においても、自治会は中心的な役割を果たしています。

2 未加入世帯への勧誘活動

未加入世帯を戸別に訪問し、加入のお願いをする場合、一戸建て、アパート、マンション、新興住宅地等、その状況に応じた対応を行うことが効果的です。

次の手順を参考にしながら、地域の実情に合わせた方法で進めていきましょう。

(1) 訪問前の準備をしましょう

①未加入世帯を把握します

会員名簿と住宅地図を照合し、未加入世帯に印を付け、場所を確認しておきましょう。さらに、あらかじめ地図と現地を照合し、より正確な状況を把握しておくことにより、当日の訪問を効率的に行うことができます。

また、アパートやマンションの場合は、個別訪問について、あらかじめ家主さん等にお知らせし、了解を得るとともに、入居世帯数を教えてもらうなど、加入促進への協力をお願いしましょう。

②訪問者、担当地域、訪問スケジュールを決定します

訪問先の都合を最優先に、快く話を聞いてもらえる雰囲気づくり、お互いに話をしやすい雰囲気づくりなどに考慮しながら、訪問者の人選、担当地域、訪問スケジュールなどを決めましょう。

訪問する人数は、複数のほうが幅広い対応が可能ですが、3人以上では相手に圧迫感を感じさせてしまうおそれがあるため、2人が適当と考えます。

組み合わせの例としては、“自治会長と副会長”“自治会長と組長”などが考えられます。

③説明用の書類を準備します

●加入の勧誘文書、加入促進チラシ

自治会の紹介、活動内容、自治会の大切さ、加入のお願い、問い合わせ先等を掲載した加入の勧誘文書を作成します。

また、必要に応じて、加入促進チラシを準備します。

※勧誘文書の作成例（10～12ページ）を参照

●規約、当該年度の事業計画書、予算書、会報

自治会活動の説明資料として、例えば、規約、当該年度の事業計画書、予算書、会報などを準備します。

●聞き取り票

訪問先の相手の話をメモするため、聞き取り票を作成します。聞き取り票は、加入しない理由や相手に手渡した書類など、再訪問時の参考となる事項をメモするためのものです。記入は、訪問相手に配慮し、訪問終了後に行いましょう。

※聞き取り票の作成例（13ページ）参照

④訪問前に訪問者同士で事前の打合せを

よりスムーズに個別訪問を行うため、訪問ルート、時間配分、役割分担、持参する資料等について、訪問者同士で事前に打合せを行っておきましょう。

(2) 実際に訪問しましょう

未加入世帯への訪問にあたっては、「一人でも多くの方にご加入いただきたい」という熱意を持って、誠実な対応を心がけることが重要です。

ここでは、実際に訪問した際の対応について、一般的な例を掲載しますので参考にしてください。

①自己紹介を行い訪問の目的を説明します

(例) 「こんにちは。私たちは、この地域の〇〇自治会の役員です。本日は、この地区にお住まいの皆様へ、是非、〇〇自治会に入りたいと思ってまいりました。」

②自治会活動について紹介します

(例) 「自治会は、より良い地域づくりのために、地域全体で協力しながら、このような日常生活に関わりの深い活動を行っています。(加入促進チラシ等を使って説明する)」。

③勧誘文書を渡し加入のお誘いをします

(例) 「そこで、是非、こちらをお読みいただき(勧誘文書を渡す)、自治会が私たちの地域をより良くするための活動を行っていることや、地域住民全員の協力と参加が必要であることをご理解いただいて、自治会に加入していただけますでしょうか。」

④訪問先の相手からの質問や意見に対する受け答えをします

※よくある質問と回答例を掲載（14～15 ページ参照）していますので参考にしてください。

⑤-1 <すぐに加入を希望される場合>

その場で加入申込書に記入してもらいます

（例） 「ご加入いただき、ありがとうございます。この地域の組長さんは〇〇さんです。今年度は、これから・・・などの活動を予定しています。お忙しいとは思いますが、ご都合が合う時は、気軽に参加してみてください。私たちも、あなたが活動に慣れるまで協力させていただきます。」

⑤-2 <加入を保留された場合>

加入申込書等を渡し、連絡先をお知らせして、再度、加入の願いをして帰ります

（例） 「加入を希望される場合は、この加入申込書に記入のうえ、こちらへご連絡ください。（連絡先を知らせる）加入について、是非、前向きにご検討ください。ご連絡をお待ちしています。」
（訪問後に連絡がない場合、加入の意向を伺うため、再訪問を行うなどフォローを心がける。また、加入をためらう理由等が分かれば、聞き取り票にメモを残して、次回の訪問の際に説明できるよう準備しておく。）

⑤-3 <加入を拒否された場合>

できる範囲で話し合い、勧誘文書等を渡してご理解いただくようお願いして帰ります

（例） 「おっしゃることはよくわかりました。今日はこれで失礼します。是非一度お渡しした資料をご覧ください、自治会についてご理解をいただければと思います。」
（頃合をみて、再訪問するなど、少しずつでも互いに理解しあえるよう努力する。また、加入を拒否する理由等が分かれば、聞き取り票にメモを残して、次回の訪問の際に説明できるよう準備しておく。）

(3) 訪問にあたって注意したい項目を整理しました

個別訪問をより実り多いものにするため、注意した方がいいと思われる点について、次のとおりご紹介します。

●無理強いにならないようにしましょう

熱意をもって、粘り強く加入を勧めることが大事なのももちろんですが、任意団体である自治会への加入は個人の自由であり、加入を強制することはできません。あくまでお誘いであることを念頭におき、無理強いにならないように注意しましょう。

●相手の状況にあわせた勧誘を

これまで加入していなかった理由は各世帯様々で、例えば、「引越ししてきたときに、お誘いがなかったので、何となく入りそびれてしまった」といった場合もあれば、自治会を毛嫌いする人もいるでしょう。未加入となっている状況に十分配慮しながら、話を進めましょう。

●アパート・マンションの家主さんにも協力依頼を

アパート・マンションの個別訪問にあたっては、まず、家主さんなど管理責任者に加入促進の趣旨を十分説明し、管理責任者からも加入を呼びかけていただく、または、入居者の中のリーダー的存在の方等を通じて加入を呼びかけていただくなど、よりスムーズに加入のお願いができるよう工夫をしましょう。

●活動には地域全体で取り組みましょう

加入促進は、その地域全体に関わることです。訪問者だけで進めるのではなく、例えば活動の進め方などについて、自治会の会議等で会員から意見を聴く、または、個別訪問の経験がある会員にアドバイスを受けるなど、地域一体となって進めていきましょう。

●個人情報の保護に配慮を

2005年（平成17年）4月1日から、個人情報保護法が施行され、個人情報を取り扱ううえでのルールが定められました。加入のお誘いに関係のないプライベートな事項に関する質問や記録はしない、また、記録内容を部外者にもらさないなど、個人情報の取り扱いには十分注意しましょう。

- ・町内行事の案内、ゴミ出しルールのお知らせ、地震や台風時における緊急

連絡や安否確認など、会員にとって有益な情報提供のためのみに使用することを、必ず説明すること。

- 本人からの同意がなければ、第三者に情報提供してはならないこと。
(他者からの問い合わせで、たとえ親戚を名乗られても提供しない。)
- 営業目的の問い合わせは、断固拒否をすること。
- 犯罪捜査等の目的で、警察、検察、裁判所等から法令に基づく照会があった場合、情報提供しなければならないことがあること。

●加入を拒否する方については、まず理解の糸口を探すことから

加入促進の取組の最終目的は、もちろん、自治会に加入してもらうことですが、加入を強く拒否する方などに対しては、まず、自治会活動について理解を深めていただくことが加入への第一歩と考え、時間をかけて話し合う、あるいは、様子を見ながら何度か足を運ぶなど、柔軟に進めていきましょう。

●加入後のフォローを忘れずに

新たに加入していただいた方については、総会で新会員として紹介しましょう。
また、行事等に参加いただいたときには、あいさつや声かけをこまめにするなど、新会員が、できるだけ早く自治会になじめるよう、加入後のフォローをしましょう。

(4) 自治会加入促進のために不動産団体と協定を結びました

2018年(平成30年)10月22日、福山市自治会連合会は、自治会・町内会加入率の向上に向け、福山市自治会連合会と福山市と公益社団法人広島県宅地建物取引業協会・公益社団法人全日本不動産協会広島県本部の2団体とそれぞれ3者協定を結びました。

住宅の販売・賃貸時などに、会員及び加盟店を通じて、集合住宅などの入居者に加入啓発用のチラシやパンフレット等を配布していただき、自治会加入を促すものです。この協力を受けて加入者を増やし、活発な自治会活動につなげていきましょう。

3 勧誘文書等の作成例

次のとおり、勧誘文書の作成例をご紹介します。

(1) 基本の文案

基本的な記載内容として、各自治会の紹介、活動内容、自治会の大切さ、加入のお願い、問い合わせ先などを記載します。

〇〇〇 様

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

自治会加入のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「遠くの親戚より近くの他人」とよく言われますが、〇〇自治会といたしましても、日頃からの、あたたかい信頼関係に基づいた近隣住民同士の「助け合い」、「助けられ合い」ができる町内でありたいと思っています。

〇〇自治会では、現在、〇〇町一丁目から五丁目までの区域内にお住まいの皆様にご参加いただき、協力しながら、防犯灯やごみステーションの設置・管理、地域内における行事予定等の回覧、市からの配布物の配布など、日常生活に関わりの深い活動を行っています。

このような活動に、同じ町内に住む多くの皆様と一緒にってご参加いただければ、大変ありがたく存じます。

つきましては、当自治会の活動にご理解をいただき、是非ともご加入くださいますようお願いいたします。

なお、規約、本年度の事業計画書・予算書、会報を添付しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

<お問い合わせ先>

〇〇自治会 会長〇〇 〇〇 (電話〇〇〇—〇〇〇〇)

(2) 訪問先別の文案

訪問先の状況に合わせて、基本文案を次のような内容に変えるなど、より親しみやすく、分かりやすい文面となるよう工夫しましょう。

①新興住宅地世帯(転入世帯)向けの文案

新興住宅地世帯や転入世帯向けに、転居のお祝いの言葉や、町内行事へのお誘い等と併せて、自治会の紹介を行う場合の一例です。

〇〇〇 様

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

自治会加入のお勧め

このたびのご入居を心よりお喜び申し上げます。

新しいお住まいはいかがでしょうか。近くには小・中学校、病院、スーパーなどがあり、きっと満足されていることと存じます。

しかし、同時に、環境の変化には一抹の不安もあるのではないのでしょうか。

〇〇自治会では、ご転入の皆さんに、できるだけ早く新しい環境になじんでいただけるよう、自治会への加入をお勧めしています。

〇〇自治会では、現在、〇〇町一丁目から五丁目までの区域内にお住まいの皆様にご参加いただき、協力しながら、防犯灯やごみステーションの設置・管理、地域内における行事予定等の回覧、市からの配布物の配布など、日常生活に関わりの深い活動を行っています。

このような活動に、同じ町内に住む多くの皆様と一緒にあってご参加いただければ、大変ありがたく存じます。

つきましては、当自治会の活動にご理解をいただき、是非ともご加入くださいますようお願いいたします。

また、来る〇月〇日〇時から、〇〇広場で〇〇祭りを開催します。ご近所の皆様との良い交流の場になるものと考えています。お気軽にご参加ください。

なお、規約、本年度の事業計画書・予算書、会報を添付しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

<お問い合わせ先>

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 (電話 〇〇〇—〇〇〇〇)

②アパート・マンション世帯向けの文案

アパート・マンションの未加入世帯向けに、それらの世帯は、「転勤の多い世帯や仕事を持つ単身世帯である場合が多く、なかなか自治会活動に参加いただけない」という事情があることも理解をしながら、加入のお願いをする場合の一例です。

〇〇〇 様

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

自治会加入のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、〇〇自治会では、現在、〇〇町一丁目から五丁目までの区域内にお住まいの皆様にご参加いただき、協力しながら、防犯灯やごみステーションの設置・管理、地域内における行事予定等の回覧、市からの配布物の配布など、日常生活に関わりの深い活動を行っています。

アパート・マンションにお住まいの皆様には、単身世帯でお忙しいなど、自治会活動に参加しづらい事情がある方もおられるかと思えます。

しかし、当自治会では、地域住民の皆様お一人お一人のご協力を必要としています。同じ町内に住む皆様と一緒に頑張ってご参加いただければ、大変ありがたく存じます。

つきましては、当自治会の活動にご理解をいただき、是非ともご加入くださいますようお願いいたします。

また、来る〇月〇日〇時から、〇〇広場で〇〇祭りを開催します。ご近所の皆様との良い交流の場になるものと考えています。お気軽にご参加ください。

なお、規約、本年度の事業計画書・予算書、会報を添付しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

<お問い合わせ先>

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 (電話 〇〇〇—〇〇〇〇)

(3) 聞き取り票の作成例

〇〇自治会加入促進活動 聞き取り票

※記入は、訪問相手に配慮し、相手の目の前で記入するのではなく、訪問終了後に行いましょう。

訪問日	年 月 日 : ~ :
訪問者名	

訪問先名前	年 齢	歳代
訪問先住所		
記 録	(加入の意向の有無, 加入しない理由, 自治会に対する意見)	
手渡した書類		

4 よくある質問と回答例

質問1 自治会に加入するメリットは何ですか

(回答例) 自治会は、町内に住んでいる方すべてが、安全で快適な生活が送れるよう、地域の皆様がお互いに協力しながら、日常生活に関わりの深い、様々な活動に取り組んでいます。

例えば、防犯灯やごみステーション等の設置・維持管理、防災訓練、公園や河川の清掃、町内回覧などの実施が一例です。

また、阪神淡路大震災などの例からも、いざというときに、自治会などコミュニティの力がいかに大切かということは、よく言われています。

より多くの皆様に自治会にご加入いただくことで、自治会の活動がさらに活発になり、よりいっそう住みよいまちになることが、大きなメリットだと考えています。

質問2 地域のことは行政がやればよいのではないですか

(回答例) 地域のことを考え、そして一番よく知っているのは、その地域に住んでいる住民の皆様です。ですから、行政任せにするのではなく、「地域でできることはまず地域で」という意識を持って、地域の課題解決に取り組み、地域でできないことについて行政に協力を求める方が、地域の実情に応じた、より魅力的な地域づくりにつながるのではないのでしょうか。

そういった意味で、自治会などの地域コミュニティと行政は、協力して地域づくりに取り組む、「協働のまちづくり」を進めていくことが重要だと考えています。

質問3 自治会費が負担なのですが

(回答例) 自治会では、より良い地域づくりのため、皆様の生活に関わりの深い、防犯灯やごみステーション等の設置や維持管理などの活動を行っています。

〇〇自治会の会費は、このような活動に伴う必要経費をまかなうために、会員の皆様から、月額(年額)〇〇円をいただいているものです。どうかご理解ください。

また、皆様からのご意見は、当自治会としてきちんと受け止め、今後、会を運営していくうえでの参考とさせていただきます。

質問4 役が回ってくるのが嫌なのですが

(回答例) できることなら、会員の皆様お一人お一人が、同じように自治会活動にご協力いただくことが理想ですが、ご高齢であるなど、十分な活動が出来ないというご事情等があれば、私たちから、この地域の組長さんに相談してみます。

質問5 世帯票の記入など個人情報もれないか心配です

(回答例) 世帯票は、主に、自治会を運営していくうえで必要な会員相互の連絡（例えば、町内行事の案内、ごみ出しルールのお知らせ、地震や台風時の緊急連絡や安否確認など）を目的としていて、必要最小限の情報についてご記入いただいているものです。

それらの情報については、ご本人の承諾なしに、第三者へ提供することは一切ありませんし、流出事故等のないよう、自治会が責任を持って厳重に管理・保管することをお約束いたします。

(ただし、犯罪捜査等の目的で、警察、検察、裁判所等から法令に基づく照会があった場合には、情報提供を行うことがあります。)

個人情報を取り扱うときの注意事項

1 個人情報の保護に関する基礎知識

(1) 個人情報保護法とは

個人の権利利益を保護することを目的に、個人情報を適正に取り扱うための基本的事項を定めた法律です。

個人情報を何に使うか、利用の目的を明確にすることや、適正に管理することを定めています。

個人情報の保護が義務付けられた事業者には、自治会や町内会などの各種団体も含まれるため、当該各種団体も個人情報の収集や管理について、法律上の義務が生じることになります。

(2) 個人情報とは

名前、住所、性別、年齢、生年月日、電話番号、続柄など、生存する個人に関する情報であって、個人を特定することのできる全てのものが該当します。

また、個人の身体の一部の特徴である顔、指紋、DNAなどの個人に付された番号、記号などや、マイナンバー、旅券番号、運転免許証番号などの個人に割り当てられた番号も「個人識別符号」として個人情報に該当します。

さらに、本人の人種、信条、社会的身分、病歴などや、不当な差別、偏見につながるような事項は、個人情報の中でも、その取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」として定められています。

2 個人情報をめぐる状況

個人情報は、私たちの日常生活の様々な場面で利用する機会が増えてきています。私たちが加入する自治会や町内会の、様々な活動に必要な情報です。

しかし、個人情報は、保護するものだから収集や利用をしてはいけないという誤解から、会員名簿の作成が滞るなど、団体活動に支障が生じている事例が見受けられます。

個人情報は、本人同意があれば、収集、利用することができ、円滑な団体活動につなげていくことができます。

3 名簿作成に当たっての留意点

(1) 名簿の内容を検討する

◆利用目的及び収集する個人情報の内容を検討しましょう。

どのような利用目的で個人情報を収集するのか、どのような個人情報が必要なのかをあらかじめ決めておく必要があります。

個人情報は、必要最小限の範囲で収集し、利用するようにしましょう。

(2) 個人情報を収集する

◆個人情報の管理・運用方法をあらかじめ決めておきましょう。

各種団体等において、次の項目について個人情報の管理方法等を決めておくことが望ましいです。

- ① 個人情報を管理する担当者
- ② 個人情報を管理・保管する場所
- ③ 個人情報の利用期間
- ④ 必要のなくなった個人情報の廃棄方法・時期

また、収集した個人情報を何に使用するのか、何処に(誰に)提供するのか等についても決めておき、総会や会員広報などを利用して各種団体等の会員に状況を周知することが望ましいです。

◆個人情報は本人から直接収集しましょう。

利用目的・利用内容について本人に説明し、同意が得られた方から、同意を得られた範囲の情報を収集しましょう。

<注意点>

回覧に一覧表を付け、その一覧表に個人情報を順番に記入してもらう方法は、他の人に記入内容が見られてしまうため、個別に回収又は記入する方法か、提出用封筒を用意し、封入して提出してもらうなど、個人情報の取得の仕方にも配慮しましょう。

使用するかどうか未定な個人情報は、利用目的が特定できないため、一応または念のためといった収集はできません。

保有する個人情報が詳細なほど、流出してしまった際の影響は、大きくなります。

◆本人の同意が得られた範囲の名簿にしましょう。

利用目的・利用内容について説明して同意が得られた場合のみ、名簿に掲載しましょう。項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目のみ掲載することも可能です。

(3) 名簿を利用する

◆名簿の利用・管理

名簿の情報は、あらかじめ決めた利用目的の範囲内で活用しましょう。

あらかじめ決めて収集した情報を利用目的以外にも活用したい場合は、改めて本人の同意を得る必要があります。

(4) 名簿の利用目的を明示する

○入会届（加入届）などの一部への記載例

※個人情報の取扱いについて

- ・本会では、運営・活動を円滑に行うために、御記入いただいた個人情報を会員名簿に記載し、各会員に配布します。
- ・御記入いただいた個人情報は、会の運営・活動、会員相互及び役員との諸連絡、災害等の緊急時対応における活動（準備活動を含む）で使用します。
- ・御記入いただいた個人情報は、上記の目的以外での使用はしません。
また、あらかじめ御本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

入会届（加入届）	
名 前	
住 所	
連絡先	
※個人情報の取扱いについて	
・	
・	
・	

○名簿の表紙などの一部への記載例

※注意事項

- 1 この名簿は、会の運営・活動、会員相互及び役員との諸連絡、災害等の緊急時対応における活動以外には使用しないでください。
- 2 この名簿は、漏えいや不正利用が無いよう適切に管理してください。
- 3 この名簿を、本会会員以外の者へ貸与したり、使用させたりしないでください。
- 4 この名簿が不要となった場合は、役員に返却するかシュレッダー等で裁断するなど、確実に廃棄してください。
- 5 この名簿の記載内容に修正が生じた場合は、〇〇へご連絡ください。
(連絡先：〇〇〇〇 — —)

〇〇会 会員名簿

※注意事項

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

作成：2023年（令和5年）9月1日

※個人情報に関するお問合せは

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市総務局総務部情報管理課

電話：084-928-1138（直通）まで

参加しませんか あなたの「まちの 「まちづくり」

自治会は地域一体となって住みよいまちづくりを進める「まちづくり推進委員会」や地域の防災活動を行う「自主防災組織」でもその中心となって活動しています。

●まちづくり推進委員会

地域の様々な団体が参加し、自主性を持って活動できるように、団体間の調整を行ったり、幅広い観点から地域共通の課題解決に努めるなど、住みよいまちづくりを進めることを目的とした団体です。

●自主防災組織

阪神・淡路大震災等の、過去の大災害の教訓を生かし、火災・風水害・地震などの災害による被害に遭わないように、また、もし遭った場合にも住民が互いに助け合えるよう、日頃から、地域ぐるみで災害に強い安全なまちづくりを目指して活動している団体です。

自主防災組織は、学区単位で設置され、消防署・地元消防団と一緒に防災活動を行っています。

《自治会等に関する市の支援事業のご紹介》

ここでは、現在、市が自治会に対して行っている様々な支援事業についてご紹介します。
なお、詳細については、市の各担当課へご相談ください。

まちづくり支援制度

● 市民活動を活性化させるための支援

自治会活動など、地域活動・ボランティア活動に積極的に参加していただけるよう「福山市市民活動総合補償保険制度」が設けられています。

【問い合わせ先】まちづくり推進課／TEL：084-928-1051

● 地域における勉強会を応援

自治会やまちづくり推進委員会等が、地域で、まちづくりなどの勉強会を実施する場合、「まちづくり出前講座」として、アドバイザーや講師の派遣を受けることができます。

【問い合わせ先】まちづくり推進課／TEL：084-928-1243

● 地域の安全を確保するための制度

自治会（町内会）が設置された防犯灯について市が取替工事を実施します。（灯具代は自治会（町内会）負担になります。）

また、一定の要件を満たすものについて、その電気料金を市が負担します。

【問い合わせ先】土木管理課／TEL：084-928-1079

● 地域活動の拠点整備を応援

地域活動の拠点となる「地域集会施設」の整備に係る経費の一部について、補助を受けることができます。

【問い合わせ先】まちづくり推進課／TEL：084-928-1051

● 市民活動の交流の場として

ボランティア団体やNPOの活動・交流の場として、社会福祉協議会ボランティアセンターがあります。

【問い合わせ先】社会福祉協議会ボランティアセンター／TEL：084-928-1346

● まちづくりサポートセンターの役割

ボランティア・NPOなどに関する情報の集約や、団体・人材の育成のほか、ボランティア・NPO同士や行政などの各種団体との連携窓口として団体間の連絡調整・参画の場の提供など、全市的に市民活動を支援する役割を担うものです。

【問い合わせ先】まちづくりサポートセンター／TEL：084-923-9006

（福山市市民参画センター内）